

平成 22 年 4 月 30 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コード番号 : 3825)
問 い 合 わ せ 先
電 話 番 号 (0 3) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

調査委員会の調査結果中間報告及び過年度決算の訂正について

1. 調査報告について

平成 22 年 4 月 15 日付「調査委員会設置に関するお知らせ」により公表いたしましたとおり、過去の決算において一部の会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明したことから、当社は取締役副社長である田中琢を委員長とし、外部の専門家を含めた調査委員会を設置いたしました。

同調査委員会では過去の決算における一部の会計処理の修正についての原因究明と再発防止策の策定を進めております。

本日、その中で原因及び訂正箇所について、添付の「調査報告書」として取りまとめましたので、ご報告いたします。

なお、この後 5 月 14 日を目処に再発防止策等を策定し、ご報告いたします。

また、添付の調査報告書は、調査委員会が当社に提出した調査報告書を個人名及び取引先名を記号化する等の修正を行ったものであることをご了承ください。

今回調査を行った取引は、平成 21 年 5 月 12 日付け「会計監査人の辞任に関するお知らせ」の理由等の一部追加について」の内容と同じものとなります。

2. 過年度決算の訂正について

上記「1. 調査報告について」においてご報告いたしましたとおり、当社の平成 20 年 3 月期の決算において、一部の会計処理の修正を要する可能性のあることが判明いたしました。これを受けて、当社は、提出済みの平成 20 年 3 月期に係る有価証券報告書および半期報告書を早急に訂正し、提出する予定です。また、開示済みの決算短信等についてもあわせて訂正する予定です。

(1) 訂正予定一覧

- ①平成 20 年 3 月期 半期報告書
- ②平成 20 年 3 月期 有価証券報告書
- ③平成 20 年 3 月期 第 1 四半期財務・業績の状況（非連結）
- ④平成 20 年 3 月期 中間決算短信（非連結）
- ⑤平成 20 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の状況
- ⑥平成 20 年 3 月期 決算短信

なお、今後のスケジュールとしましては、訂正決算短信等の開示については 5 月中旬を、訂正半期報告書及び訂正有価証券報告書は 5 月下旬を予定しております。

(2) 訂正による平成 22 年 3 月期及び今期業績影響額

平成 22 年 3 月期及び今期業績への影響はありません。

(3) 過年度業績への影響額 (概要)

(百万円)

決算期	区分	項目	訂正前	訂正後	訂正額
平成20年 3月期 第1四半期 (非連結)	損益計算書	売上高	210	110	△100
		営業損益	△69	△69	—
		経常損益	△70	△70	—
		当期純損益	△82	△82	—
	貸借対照表	純資産	825	825	—
		総資産	942	942	—
平成20年 3月期 中間決算 (非連結)	損益計算書	売上高	380	280	△100
		営業損益	△115	△115	—
		経常損益	△126	△126	—
		当期純損益	△138	△232	△94
	貸借対照表	純資産	770	676	△94
		総資産	1,293	1,198	△94
平成20年 3月期 第3四半期	連結 損益計算書	売上高	545	445	△100
		営業損益	△248	△248	—
		経常損益	△261	△261	—
		当期純損益	△278	△363	△84
	連結 貸借対照表	純資産	630	546	△84
		総資産	1,284	1,200	△84
平成20年 3月期 通期	連結 損益計算書	売上高	940	840	△100
		営業損益	△425	△350	74
		経常損益	△448	△374	74
		当期純損益	△552	△552	—
	連結 貸借対照表	純資産	363	363	—
		総資産	2,358	2,358	—

(注) 上記の過年度決算の訂正による影響額につきましては、現時点における概算のため、今後の会計監査の結果、変更となる可能性があります。

調査委員会報告書

平成 22 年 4 月 30 日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中
監査役会 御中

株式会社リミックスポイント
調査委員会
取締役副社長 田中琢
社外監査役 山本茂
弁護士 田中克幸
公認会計士 赤澤仁

株式会社リミックスポイント（以下「当社」という）は、平成 22 年 4 月 15 日に、当社の過去の決算において修正を要する可能性のある事象が判明したことを公表し、同月 19 日に調査委員会（以下「当委員会」という）を設置した。

その後、当委員会は、判明した事象について調査を行い、その結果、過去の決算において粉飾が行われており、過年度決算を修正すべきとの結論に至ったので報告する。

なお、当委員会は、引続き再発防止策等について検討をしており、平成 22 年 5 月 14 日を目処に検討結果を報告する予定である。

第 1 部

1 調査の目的

当社は、平成 20 年 3 月期の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期、年度末の各決算において、甲社とのシステム開発及びデータ入力業務に関する平成 19 年 3 月 15 日付業務委託契約に基づく取引（以下「本件取引」ともいう）の売上として、合計 1 億 1000 万円（税抜）が計上されているが、本件取引が架空ではないかとの疑いが生じた。

また、当社は本件取引により発生した甲社に対する売掛金について、平成 20 年 3 月期期末決算において全額の貸倒引当金を設定したが、本来、平成 19 年 9 月中間期において全額の貸倒引当金を設定すべきところを意図的に回避したのではないかとの疑いが生じた。

そこで、当委員会は、①上記二つの会計処理のもととなった事実関係を確認し、②過年度修正の可否を検討し、③過年度修正をすべき場合には、その責任及び再発防止策を検討することを目的とする。

2 当委員会の構成

委員長	田中琢（取締役副社長）
委員	山本茂（社外監査役）
委員	田中克幸（弁護士）
委員	赤澤仁（公認会計士）

当委員会の委員のうち、田中琢は平成 21 年 11 月 27 日より取締役として、山本茂は平成 21 年 11 月 27 日より社外監査役として、田中克幸は平成 21 年 8 月 1 日より当社顧問弁護士として、いずれも初めて当社と契約関係をもったものであり、当委員会の調査対象には全く関係していない。赤澤仁は、これまで当社と契約関係はなく、調査対象には全く関係していない。

3 調査の方法

当社から提出を受けた関係資料を検討すると同時に、以下の社内の関係者及び取引先関係者にヒアリングを実施した。

当社代表取締役	吉川登
当社執行役員	A
当社執行役員	B
当社従業員	C
甲社側関係者	D氏

第2部

1 調査委員会が認定した事実

(1) 対象となる取引及び会計処理と結論

当委員会は、平成20年3月期の第1四半期、第2四半期、第3四半期、年度末の各決算において1億1000万円(税抜)の売上が計上されている当社と甲社とのシステム開発及びデータ入力業務に関する平成19年3月15日付業務委託契約に基づく取引について、架空取引か否か、架空取引であった場合には当社が架空取引であることを認識していたかの観点から、調査・検討を行った。その結果、下記(2)に記載のとおり、本件取引のうち一部取引は架空であることが判明した。また、この架空取引について当社も取引当初から認識していたとの疑いは払拭できないものの、D氏及び吉川を含めた当社関係者がいずれも当社は架空であるとの認識がなかったと供述しており、これに反する供述及び資料が現時点において存在しないため、当社が架空取引を認識していたとまでは断定できなかった。

次に、当社は本件取引により発生した甲社に対する売掛金について、平成20年3月期末決算において全額の貸倒引当金を設定したが、本来、平成19年9月中間期において全額の貸倒引当金を設定すべきところを意図的に回避したのではないかとの観点から、調査・検討を行った。その結果、下記(3)に記載通り、当社の代表取締役である吉川登が、貸倒引当金の設定を回避する目的で、平成19年11月及び平成20年2月に、直接又は間接に自己の資金を甲社関係者に提供し、甲社名義による当社への入金実績を作ることを行い、平成19年9月中間期及び平成19年12月第3四半期における貸倒引当金の設定を回避していたことが判明した。

(2) 甲社との取引についての認定

平成19年3月頃、当社の代表取締役である吉川登(以下「吉川」という)は、10年来の知人であり、当時甲社の親会社である乙社の代表取締役であったD氏から、乙社への貸付の依頼を受けた。しかし、吉川は、当社が貸金を業務内容としていないことから、D氏からの貸付依頼を断った。当時、乙社は、その子会社であるとされた甲社と共に乙社グループとして、官公庁から多数案件受注しているとの評判があった。そのため、官公庁に関する取引を受注したいと考えていた吉川は、D氏に対して、当社の業務であるソフトウェア関係の取引であれば取り組みたいので協力できる旨を伝えた。

同じ頃、D氏は、乙社の取引先である丙社から、3月中に1億500万円を乙社に送金するので、4月になったら丙社に1億500万円を戻して欲しいとの話を持ちかけられた。乙社グループとして資金繰りに困っていたD氏は、丙社からの申入れを受けることとし、平成19年3月29日、丙社から乙社に1億500万円が振り込まれた。乙社は、振り込まれた資金を資金繰りに当てたため、丙社への4月の返金の目処が立たなくなった。

そこで、D氏は、吉川に対し、平成19年4月、次のような取引を持ちかけた。すなわち、某市水道局が丁社に委託した電子データベース構築業務があり、丁社からその子会社である戊社、さらに乙社へと再委託されており、乙社は、このうちの紙媒体のデータをハードディスクに入力する業務(以下「データ入力業務」という)を丙社に発注しており、丙社

の作業も既に完了しているが、乙社には丙社に対する業務委託料 1 億 500 万円（税込）を支払う余裕がないため、システムの開発の部分は当社に発注するので、当社が丙社との間に入る形で、データ入力業務もあわせて請け負って欲しいということであった。しかし、この某市水道局からの発注は、D氏が考えた架空のものであった。

吉川は、依頼されたのが当社の通常行っているソフトウェアの開発業務であったことに加え、D氏に協力すれば、今後も官公庁に関連する業務を乙社グループを通じて受注できるものと期待し、また、打ち合わせの際にD氏より提示された資料として、戊社と乙社の間の商品販売基本契約書及び某市水道局から提出を受けたと思われる書類が含まれていたことから、D氏が説明している某市水道局からの案件は真に存在すると信用し、D氏の依頼に応じることとした。

このような経緯で、当社は、システムの開発に加え、乙社が既に丙社に発注して完了していたとされるデータ入力業務も合わせて受注することとし、データ入力業務は乙社からではなく当社から丙社に発注することとなった。その際、システム開発は、以前に他の案件において 500 万円程度で納品していたものを一部改良することによって可能であることより、本件取引の対価は、データ入力業務に関する丙社への対価である 1 億円（税抜）に 1000 万円を上乗せした 1 億 1000 万円（税抜）とされた。また、当社への発注元としては、信用状況を比較し、当社よりD氏に対して乙社ではなく甲社にしてもらいたい旨を申し出、発注元は甲社となった。そして、本件取引に関する契約書類は、乙社が丙社へ発注したとされるデータ入力業務の発注時期に合わせて、平成 19 年 3 月 15 日付けとされた。また、当社は、本件取引を開始するに際して、D氏に対して、丙社への仕入を含めると 1 億 1000 万円（税抜）と大型の案件であることから、着手金の支払を要求したところ、D氏は 2000 万円程度であれば支払えるということだったので、開発着手金として 2100 万円（税込）が平成 19 年 4 月 12 日までに当社に支払われることとなり、残代金の 9450 万円（税込）は、平成 19 年 5 月末日に支払われることになった。

そして、当社においては、10 日程度を費やしてシステムの内容の決定、開発作業を行い、平成 19 年 4 月 20 日に甲社にCD-ROM形式で納品された。一方、データ入力業務の部分については、D氏によれば、本件取引について当社が関与する前の平成 19 年 3 月末において、丙社より乙社に直接納入されているとのことであったので、当社より甲社に納入された扱いとされ、別途には当社より甲社への納入作業は行っていない。なお、D氏によれば、データ入力作業は丙社においても実施されておらず、実際には過去の案件において入手したデータを提示していたに過ぎないとのことであるが、本件取引当時、当社においては丙社がデータ入力作業を行っているものと信用し、その後も当委員会の調査におけるD氏の説明を受けるまで信用していたものである。

また、代金の支払については、平成 19 年 4 月 11 日に甲社から当社への開発着手金 2100 万円（税込）が振り込まれ、翌 12 日に、当社から丙社へのデータ入力業務の代金 1 億 500 万円（税込）が振り込まれた。

本件取引の対価は、データ入力業務に関する丙社への対価である 1 億円（税抜）に 1000 万円を上乗せした 1 億 1000 万円（税抜）と決定され、システムの開発業務が上乗せされた

1000万円に対応するところ、以前の行った他の案件との比較からして、1000万円との金額が不当に高額であるとまでは認められない。また、D氏は、当社が納入したシステム自体は、某市水道局に納入することはないが、別案件の際にも利用できるものであり、将来的に利用をしようと考えていた。

なお、本件取引に関して、当社が甲社の代表者や担当者ではないD氏と主たるやりとりを行い、甲社の代表者や担当者とは主たるやりとりを行っていないが、D氏が甲社の親会社である乙社の代表取締役であり、実質的に甲社の経営も支配していると考えていたからである。

(3) 貸倒引当金について

本件取引代金である1億1500万円(税込)については、平成19年4月11日に開発着手金2100万円(税込)の支払があったものの、同年5月末日を支払期限とされた残金9450万円(税込)は、支払期限が到来しても支払がなかった。

そこで、平成19年5月31日、担当者であったCがメールでD氏に対して状況を確認したところ、D氏から、当社への支払にあてるべく予定していた入金がなかったため支払ができなかったが、近日中に当該入金予定が確定するので当社への支払時期を連絡する旨の回答があった。Cからは、D氏に対して、本件取引の客先である某市水道局からの入金があったのかについて確認をしたが、D氏から言葉を濁されていた。支払資金のあてについて、当時のD氏の説明では、上場通信会社の子会社が甲社及び乙社との資本・業務提携を予定しているとのことであったし、また、甲社の事業や株式の譲渡も検討しており、その代金によって支払うとのことであった。

しかし、残代金は一向に支払われず、平成20年3月期の第2四半期末である平成19年9月末においても支払がなされなかった。そこで、当社は甲社に対し、支払計画の提出を求め、平成19年10月31日に、甲社から支払計画書が提出された。

平成19年11月頃、吉川は、D氏に対し、甲社より残代金を支払うように要求していたが、D氏の返答は、残代金を支払うどころか、運転資金を乙社グループに出して欲しいというものであった。そこで、吉川は、支払計画書通りの支払いがないと貸倒引当金の設定は不可避であると考え、計画通りの1000万円の支払を得て甲社に対する売掛金への貸倒引当金を回避するため、D氏に対して、個人としてお金を貸し付けるので、それで当社への支払にあててもらいたい旨を申入れ、これをD氏は受け入れた。そして、平成19年11月13日、当社のBからD氏に現金による1000万円の貸付がなされ、甲社側による同1000万円を利用しての口座振込により、甲社名義で当社に1000万円の入金があった。当時、Bは吉川からの借入金があり、その返済を吉川に申し入れたところ、吉川からは、D氏の会社が資金繰りに困っているので代わりにD氏に1000万円を貸してあげて欲しい、自分に貸したと思って何かあっても安心して欲しいと言っていたので、D氏に1000万円を貸したと説明している。貸付に至る経緯とBが吉川の要望に応じて貸付けた理由からすれば、この1000万円の貸付は、Bが吉川に1000万円を返し、その1000万円を使って吉川がD氏に貸付けたと評価すべきである。

また、その後も甲社から入金となされなかったため、平成19年11月13日の入金の際と同様に、吉川は、甲社に対する売掛金への貸倒引当金を回避するため、D氏に対して、個人としてお金を貸し付けるので、それで当社への支払にあててもらいたい旨を申入れ、これをD氏は受け入れた。そして、平成20年2月4日、吉川は、D氏に対して1000万円を貸付け、甲社側による同1000万円を利用しての口座振込により、甲社名義で当社に1000万円の入金があった。

このように甲社名義での当社に対する平成19年11月13日及び平成20年2月4日の各1000万円の入金となされているが、貸倒引当金の設定を回避したいとの吉川に基づき、いずれも甲社から当社への支払にあてるために吉川からD氏に貸付けられた金銭によってなされたものである。

一方、当時の甲社の財務状況は、資金繰りに窮していたのに加え、平成19年9月26日になされた新設分割により、甲社の主力事業及びシステム開発事業の経営事業は、債務が承継されることなく、資産のみが新設分割設立会社に承継され、甲社が取得した当該新設分割設立会社の株式はすべて、同日、甲社が負担していた債務と引き換えに甲社の債権者にすべて譲渡されていた。

2 認定事実のうち、調査により新たに判明した事実

(1) 甲社との取引内容について

当社は、本件取引については最終の納入先（客先）が某市水道局であり、データ入力業務は丙社が行っているとの理解のもと、甲社及び丙社との取引を行った。

しかし、当委員会のヒアリングにおけるD氏の回答によれば、当社には伝えていないが、本件取引は乙社の丙社に返済すべき金員を得るためにD氏が考えたものであり、本件取引の客先は某市水道局ではなく、客先自体が存在しない取引であって、また丙社はデータ入力業務を行っておらず、入力済みのデータは以前に乙社グループが入手したものとのものであった。ただ、当社が納入したシステムについては、D氏は、汎用性があるので他の案件で使おうと考えていたとのことであった。

(2) 貸倒引当金について

甲社に対する本件取引の残代金9450万円（税込）については、支払期限である平成19年5月末を経過しても一向に支払がなかったところ、平成19年11月13日及び平成20年2月4日に各1000万円が甲社名義で当社に振り込まれている。この1000万円の各振込がなされるに先立ち、いずれも吉川から直接又は間接にD氏に対し各1000万円の貸付がなされ、D氏側は受領した各1000万円を甲社名義での当社への振込に使用しているが、この貸付から振込に至る流れは、吉川が、貸倒引当金の設定を回避する目的で、D氏に対し、資金を個人的に貸付けるので当該資金をもって甲社から当社への支払にあててもらいたいと要求し、D氏が当該要求に応じることとして実行されたものである。

3 財務会計への影響

(1) 売上高の純額表示

当社は、本件取引について売上高及び仕入高を総額にて会計処理している。

すなわち、甲社に対し、システム開発及びデータ入力業務の対価として売上高 1 億 1000 万円（税抜）を計上し、丙社に対し、データ入力業務の対価として仕入高 1 億万円（税抜）を計上している。



平成 20 年 3 月期当時において、我が国において公表されている受注制作ソフトウェアの収益計上に関する主な会計基準等には、以下のものがあつた。

- (a) 「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成 18 年 3 月 30 日）
- (b) 「情報サービス産業における監査上の諸問題について」（日本公認会計士協会 平成 17 年 3 月 11 日）
- (c) 「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 19 年 12 月 27 日）

この中で、ソフトウェア取引の収益計上に関する会計上の考え方について、以下のよう
に述べられている。

(a)より抜粋

情報サービス産業におけるソフトウェア関連取引において・・・一連の営業過程における仕入及び販売に関して通常負担すべきさまざまなリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど）を負っていない場合には、収益の総額表示は適切でない。

(b)より抜粋

（売上を総額で計上する指標）

- ア. 取引において主たる債務者（ユーザーに対してサービス責任を負う者）である。
- イ. 商品受注前又は顧客からの返品に関して一般的な在庫リスクを負っている。
- ウ. 自由に販売価格を設定する裁量がある。
- エ. 商品の性質を変えたり、サービス提供することによって付加価値を加えている。
- オ. 自由に供給業者を選択する裁量がある。
- カ. 製品やサービスの仕様の決定に加わっている。
- キ. 商品受注後又は発送中の商品に関して物的損失リスクを負担する。

ク．代金回収にかかる信用リスクを負担する。

スルー取引のケースでは、取引の形式よりも実態に着目し、売上を総額で計上する指標のいくつかを具備していると認められる場合には、総額で計上することが合理的であるが、単に手数料収入を対価として代理人又は仲介人として行動していると判断されれば、手数料収入のみを純額で計上することになる。

本件取引の形式は、当社が甲社からシステム及びデータ入力業務を一括受注し、当社がそのうちのデータ入力業務のみを当社から丙社へ発注するものであった。但し、実際には、当社が受注する以前に、既に甲社から丙社にデータ入力業務が依頼され、丙社での作業は完了している状況であった。このため、当社は、甲社が丙社から入手していた入力結果を受取り、これをもとに入力されていた画像データを簡易に検索・閲覧できるソフトウェアの開発を行った。

当社は、契約上、一括受注した業務内容全てについて瑕疵担保責任を負っており、成果物が甲社側で検査不合格となった場合には返品されるリスクや、甲社からの代金回収にかかる信用リスクも負っており、販売者として通常負担すべきさまざまなリスクを負っていた。

また、本件取引における当社の役割についても、当社の開発するソフトウェアにより画像データを検索・閲覧しやすくするという付加価値が加えられており、当社が本件取引に介在する意義があった。

従って、本件取引は、単なる仲介人としての手数料を獲得するような取引や、単に会社の帳簿上通過するだけの取引とは異なるものであり、上記指標と照らして、売上高及び仕入高を総額で会計処理したことは適切であったものと考えられる。

しかし、当委員会による調査の結果、上記2に記載のとおり、以下の事実が新たに明らかとなった。

- ・本件取引の最終の納入先（客先）と聞いていた某市水道局からの電子データベース構築業務は、実際には、某市水道局が発注していないのみならず、客先が存在しないものであった。ただ、甲社は、当社が納入したシステムについては、汎用性があるので他の案件で使おうと考えていた。
- ・本件取引の受注時に、丙社側で行うと聞いていたデータ入力業務は、実際には丙社で何の作業も行っておらず、甲社が別案件ですでに保有していたデータにすぎなかった。
- ・当社が丙社にデータ入力業務の対価として支払った1億500万円（税込）は、実態として、甲社の親会社であるとされた乙社が丙社に返済すべき金員を、結果的に当社が立替払いしたものであった。

上記の新事実を踏まえると、会計処理は次のとおりとなる。

新事実によると、そもそも本件取引においては最終納入先（客先）へ提供される業務や丙社でのデータ入力業務は存在せず、実在したのは、当社が、甲社から受取ったデータに、システムの開発によってデータを容易に検索・閲覧できるようにするという付加価値を加えるという業務だけである。

そのため、当社は、甲社から受注した本件取引であるシステムおよびデータ入力業務について、販売及び仕入に関して通常負担すべきさまざまなリスクを負っているとは言えず、売上高を総額で表示するための要件を満たしていないものと考えられる。

また、工事契約に係る収益及び原価の認識の単位について、「工事契約に関する会計基準」41項では「会計処理も合意された取引の実態を忠実に反映するように、実質的な取引の単位に基づいて行う必要がある」、42項では「契約書が当事者間で合意された実質的な取引の単位を反映していない場合には、工事収益及び工事原価は、形式的な契約書上の取引にとられることなく、実質的な取引の単位に基づいて認識される必要がある」とされ、会計においては、契約書などの取引の形式にとられず、取引の実態に基づき処理することが求められている。この考え方からすれば、本件取引の実態は、当社が甲社に対してシステムを提供したことのみに実質的な取引であったと考えられる。

以上より、新事実に基づき会計処理する場合には、本件取引の純額である当社のシステム提供にかかる売上高のみを収益計上するのが適切であると考えられる。



なお、本件取引を純額で会計処理する場合、平成19年4月11日に甲社から受取った2100万円のうち1050万円については、当社の売上代金1050万円（税込）の全額を先に受取ったものとして前受金処理されるが、残りの1050万円については、本件取引にかかる対価ではないため、単に甲社から預ったものとして預り金処理されることになる。

また、平成19年4月12日に、当社が丙社に支払った1億500万円については、本件取引の仕入対価ではなく、乙社に代わり当社が丙社へ立替払いしたのとして、立替金処理されることになる。但し、乙社とその子会社であるとされた甲社は、一体となって本件取引を仮装しており、甲社からの預り金1050万円は乙社グループとしては返してもらい意思はなかったものと評価されることから、乙社向け立替金と甲社からの預り金とは相殺できるものとして、相殺処理する。この結果、乙社向け立替金9450万円が残ることになる。

(2) 貸倒引当金の設定及び受贈益の計上

当社は、平成 20 年 3 月期の年度決算において、甲社向け売掛金 7450 万円の全額につき、回収不能として貸倒引当金を計上している。

甲社に対する売上高は 1 億 1550 万円（税込）であり、前受金 2100 万円の入金があったため、当初売掛金として計上されたのは 9450 万円であった。売掛金の入金予定日は、平成 19 年 5 月末日であったが、期日に入金はされなかった。

当社は甲社に対し督促を繰り返したものの、資金繰りがひっ迫しているため、支払いを待ってほしいとの返事で、その後も入金はなかったが、平成 19 年 11 月に 1000 万円、平成 20 年 2 月に 1000 万円が甲社から入金された。

当社は、甲社が提出していた支払計画書通りの支払いがあったことにより、甲社に対する売掛金の回収可能性はありとの判断のもと、平成 19 年 9 月中間期及び平成 19 年 12 月第 3 四半期において、貸倒引当金は計上しなかった。しかし、その後入金がとだえたことから、平成 20 年 3 月期末に売掛金残額 7450 万円に対し、全額の貸倒引当金を計上した。

しかし、今回の調査の結果、上記 1 及び 2 に記載のとおり、平成 19 年 11 月及び平成 20 年 2 月の合計 2000 万円の入金については、実質的には、当社代表取締役の吉川の個人資金が貸倒引当金回避との吉川の目的に基づき甲社名義で入金され、入金実績が作られていたものであり、甲社からの入金ではなかったことが判明した。

これら新事実を前提とすると、会計処理は以下のとおりとなる。

そもそも、(1) に記載のとおり、甲社に対する売掛金は存在しないが、当社の乙社向け立替金 9450 万円について回収可能性を検討する必要がある。その際、甲社名義で入金された 2000 万円は、実質的には甲社からの入金ではないため、回収可能性を検討する上で、この点を考慮する必要はない。

平成 19 年 9 月中間期において、乙社向け立替金は、支払い後 6 カ月以上を経過しており、信用調査資料や同社社長の D 氏からの話によれば、乙社は業況が不安定であり、資金繰りにも大きな問題があることが分かる。従って、当該債権は、「金融商品に関する会計基準」27 項に定める貸倒懸念債権に該当するものとして、個別に回収可能額を見積り、回収不能見込額の貸倒引当金を計上する必要がある。

そして、平成 19 年 11 月の 1000 万円の入金は乙社グループからの入金ではなかったという取扱いになるのであるから、保守的な会計処理として、すでにこの段階から 9450 万円の全額を回収不能と考え、その全額の貸倒引当金を計上するのが適切であると思われる。

次に、吉川からの実質的な入金である 2000 万円の会計処理についてであるが、2000 万円の提供した目的が当社の貸倒引当金設定による損失発生を回避することにあつたのであるから、吉川には当該金員を当社から返してもらおう意思はなかったものと認められる。そのため、吉川からの入金は、当社に対する寄付とみなすことができ、当社は吉川から受贈益 2000 万円を計上するのが適切であると考えられる。